

# 『防長風土注進案』にみる麦と粟・黍・稗

金谷匡人

本稿は、旧稿（『山口県文書館研究紀要』（以下「紀要」）第三九号く四三号）に引き続き、『防長風土注進案』（以下「注進案」）に記載された内容から、江戸時代後期の人々の生活ぶりやものの考え方に分け入ることを目的とする。本稿では「麦作」に焦点をあて、人々と麦との関わりをなるべく具体的に再現してみたい。項目は、「麦の種類」「麦の栽培」「麦作の儀礼と粉食」「麦食」「麦わらの利用」とし、補論として「粟・黍・稗」に言及した。

「注進案」の各村の記載は一樣ではなく、地域性や精粗・ばらつきがある。麦は人々のおもな食料となり、ある意味生命線であったが、一方では「当然のこと」として記述されなかったことがらも多いことであろう。それらを考慮の上で、旧稿同様、「注進案」における用例のみから推察できる記述にとどめた。底本も旧稿同様、当館が昭和三十五年（一九六〇年）から三十九年度にかけて刊行した『防長風土注進案』

巻一〜二を用いた。文中「(一)」内の引用部分に続く(二)等の番号は、「第一五巻に収載の村番号六の村」(一)の場合には舟木村）を意味する。なお、本稿では「風俗」の項のほか、「肥下草多少之事」「氣候寒暖植付物時節之事」「物産」等の項目も用い、それぞれ村番号の下に「風俗」「肥」「植」「物産」等と略記した。

なお当然のことながら、引用文中の暦はすべて旧暦である。農事と暦の関係については、「紀要」第四二号の「農事と暦」の項を参照されたい。

村の一覧（番号との対照表）については最後に一括した。

## 麦の種類

「注進案」にみえる「麦」の種類（書き分け）には、「麦」「大麦」「小麦」「裸麦」「実麦」「麦やす」「燕麦」「田麦」「畠麦」等がある。

【麦・大麦・小麦】

これらのうち、「麦」は「大麦」や「小麦」等の総称であるかのように思われがちだが、ことはそれほど単純でない。たとえば、奥山代宰判須川村（8-13 物産）や前山代宰判三瀬川村（4-5 物産）、中須村（4-7 物産）等では「麦」「大麦」「小麦」を書き分け、それぞれに収穫高を記しているし、都濃宰判戸田村（8-15 物産）においては、「麦」は田に、「小麦」は蕎麦畠に、「大麦」は大根畠に植え付けるとしている。

〔雑穀 麦四百式拾三石、（中略）大麦七拾石、小麦五拾石（下略、改行略）〕（8-13 物産）

「物産」の項に「麦」と「大麦」ないし「小麦」を書き分けている村は多く、少なくともこれらの村では、「麦」は大麦でない、もしくは小麦でない（と認識された、ないし区別することが適当と考えられた）麦を指している。

その認識は他村にも当てはまる場合が多いと考えられる一方で、「風俗」等の項には、麦に関わる食や行事の中で「麦」の語を総称として使っている場合も多い。また例えば山口宰判の恋路村（12-2）や七房村（12-4）、矢田村（12-12）では「大豆ハ上納残味噌、小麦ハ醤油引当」とし

つつ小麦の産出高の記載がなく、上関宰判岩見島（6-23）においては「物産」の項では「大麦」、「括」の項では「麦」として同じ六〇〇石余が計上されている。「麦」の語が特定の麦を指すのか、また麦類の総称ないし通称として用いられたのかの峻別は困難である。

では、「大麦」「小麦」と明らかに書き分けられた「麦」が何に当たるかという点、それは「ハダカムギ」であろうと考える。

【裸麦・実麦・麦やす】

「裸麦」の語は「注進案」のなかに三か所だけあらわれる。

〔裸麦百七拾三石七斗 右家数三百八拾六軒分軒別四斗五升宛にして地方糞代右之辻〕（1-12 刊本42頁）

〔裸麦壹石七斗六升 但天保十式丑ノ年圍之分〕（2-29 社倉穀）  
〔小麦裸麦大麦ハ秋土用終りより追々蒔付仕候事〕（2-28 植）

右の一例目は大島宰判安下庄にみえるものであるが、同庄の別項にみえる「実麦」も大麦・小麦と併記され、併せ考えると裸麦のことであろう。

〔小麦十月節入十日前より、大麦実麦十月節入より蒔申候〕（1-12 植）

〔麦四百六石六斗八升（中略）尤小麦之儀ハ餘分作方不仕候故実麦を仕分ケ積り立候程之儀無御座候〕（8-9 物産）

そもそもハダカムギはオオムギの変種であり、揉むだけで皮が剥けて実が容易に取り出せる品種群のことをいう。麦搗きの手間が大幅に省けることから「麦やす」の別称もあつた。中国・四国・九州地方で主として作られた。

〔当村ハ薄地に付大麦を多く作候て麦やすハ余り作不申候〕(二〇一風俗)

加えて、裸麦は収穫時期が大麦・小麦よりも早く、田植え時期との兼ね合いにおいても有利(特に小麦は収穫時期の多雨を嫌うことから、田植え時期に多雨を必要とする稲の裏作には不利)であつた。

〔麦 十月節入より蒔付、翌四月下旬に混納、尤小麦ハ五月中旬二回断〕(10-26 植)

防長において、裸麦をもつて「麦」を代表させる場合が多いのは、以上のような事情があつたと考えられる。しかし、その歴史的経緯、すなわちいつごろ裸麦が生まれ、一般化していったのかということに関しては、「注進案」のみならず、他書にも徴すべきものはないようである。

#### 【大麦と裸麦の品種に対する認識】

なお、防長における麦類の「品種」について、いわゆる「諸国産物帳」編纂のため、萩藩が支藩からの付出を含め

て一七三七年(元文二)に作成した産物名寄(周防産物名寄)「長門産物名寄」。いずれも萩市立萩図書館蔵)には、実に二百以上の麦の品種名が記されている。

興味深いのは、岩国領から本藩に付出された帳簿(吉川左京領内産物并方言)(毛利家文庫蔵産業二〇)では「裸麦」を「大麦」とは別の品種群としており、それを受けた本藩では「裸麦」群を「大麦」に組み込んで名寄を作成していることである。

つまり、本藩では「裸麦」を「大麦」の別種でなく変種として分類学上正しく認識していたことになり、岩国領では作物としての、農作業上の実情に合わせて別種と認識していたことなるうか。近代以降の統計類も、裸麦と大麦は別々に統計が取られていることが多い。それぞれの認識の内容について知りたいところであるが、それについての記述はない。また、以上のことを受けて留意すべきことは、とくに本藩等において、「大麦」が、「裸麦」を含んで記されている可能性があるということである。

#### 【燕麦】

「注進案」に燕麦(エンバク)を栽培していた記述はな

いが、大島宰判の「物産」の「菓草之部」に二か村だけ記載がある（1-12/5物産）。近年、エンバクを加工したオートミールが健康食品として注目されているが、当時のような用いられ方をしたのかは不詳。

### 【田麦と畠麦、麦田と水田】

#### 《田麦と畠麦》

「田麦」は田で稲の裏作として作る麦、「畠麦」は畠で他の作物の合間を縫って作る麦のことを一般的に指す言葉に思えるが、これもそうとばかりも言えない例がある。【表Ⅰ】は、都濃宰判の「物産」の記述のなかに麦・小麦・大麦の作付け地に言及があるもので、墨塗りの斜体の数字は田で作られた麦、太枠で囲った数字は畠で作られた麦の生産高（石未満を四捨五入した）である。

ここでみるかぎり、「大麦」と「小麦」は畠で、「麦」は田で作られている。

村	田麦	畠麦	麦	大麦	小麦
8-3	-	-	892	-	50
8-10	72	135	-	21	40
8-12	-	-	628	33	67
8-13	-	-	812	-	65

【表Ⅰ】都濃宰判の作付け 数字は産高（石）

さらに、川上村（8-10）には「麦」の記載がなく「田麦」「畠麦」に書き分けられている。この場合の「田麦」「畠麦」は、「大麦」「小麦」と書き分けられていることから、先述したように「裸麦」であろうし、表中の他の村の「麦」も同様に「裸麦」であろう。

したがって、この川上村の場合、「田麦」という語は一般的な「田で作る麦」ではなく「田で作る裸麦」のことであり、「畠麦」は「畠で作る裸麦」のことになる。

さらに注意したいのは、川上村の「麦」（裸麦）が田でも畠でも作られていることで、とすれば、単純に「裸麦は田で作る」とはいえないし、逆に「畠で作ってあるから大麦か小麦」ともいえないということである。先述したように、稲の裏作として田に植えるのは裸麦が有利だったことは間違いないが、一方で裸麦は畠でもさかんに作っている。ちなみに、大麦や小麦を田で作ったことが確実にわかる記述は「注進案」にはない。それらの産高は裸麦に比べて少量であり、「麦」が総称として使われた疑いのある村にあっても、「麦」「田麦」は基本的に裸麦であり、さらに「畠麦」もその作付けは裸麦が多かったものと思われる。参考のため、明治二十二年の山口県の麦の統計資料を【表Ⅱ】とし

てあげた。

また【表Ⅲ】は、「注進案」の記述から「田麦」と「畠麦」の生産高が判明する村について、その宰判ごとの集計をおこなったものである（石未満は四捨五入した）。宰判によつ

明治 22 年	大麦	裸麦	小麦	計
作付 (反)	8,758.4 (17.5%)	34,202.0 (68.3%)	7,119.1 (14.2%)	50,079.5 (100.0%)
収穫高 (石)	75,637 (17.5%)	309,361 (71.7%)	46,468 (10.8%)	431,466 (100.0%)

【表Ⅱ】麦の作付面積と収穫高 (1889 年)

(当館蔵米光家文書 52「大正四年山口県米麦蒔統計」)

\*当館には各村の麦の品種名、大麦・小麦・裸麦の作付け割合、選種、播種量、播種時期、栽植法、肥料、乾燥法、調製法、器具器械、虫害駆除、風雨干害、米食の割合、耕牛馬等について明治 38 年に県農務掛が調査した記録（「初年以來米麦作沿革」県庁戦前 A 農業 36・37）があり、明治初年の状況について大いに参考になるが、本稿では直接引用しなかった。

宰判	田麦 (石)	畠麦 (石)	田麦率
大島宰判	9,049	11,750	(44%)
上関宰判	3,846	8,500	(31%)
都濃宰判	5,719	2,090	(73%)
三田尻宰判	17,026	2,570	(87%)
当島宰判*	1,943	1,951	(50%)

【表Ⅲ】田麦と畠麦の収穫高

(当島宰判は福井下村・福井上村・紫福村のみ)

て数値に大きな差があるのは、大まかにいえばそもそも田島の面積や比率に差があるためであり、たとえば大島宰判の沖家室や平郡島など島嶼部ではすべてが畠麦となっている。

なお、すべての田で裏作麦を作るわけではない。麦は乾田でなければ栽培できないことから、田の乾田化の進み具合もこの数値には影響していよう。

### 『麦田と水田』

【表Ⅲ】の各宰判の村々においては、その「田麦」のところの記述から、麦田（二毛作田）と水田（一毛作田）の面積やその比率（それは乾田化の進み具合ともいえる）を算出することも可能なのであるが、それは本稿の趣旨を超えるのでここではふれない。また【表Ⅲ】以外の宰判では田麦と畠麦の生産高を区別しておらず、麦田と水田の実状がうかがえる数値を得ることができない。実際、麦田と水田の査定は非常に困難だったのであろうし、春定法（定免法）においては定数で処理されていたようである（麦田と水田の比率と検地・年貢については田中誠二氏の研究があり『近世の検地と年貢』196、塙書房）、第五章表 1 において三田尻宰判の麦田率が表示されている。

## 麦の栽培

麦の栽培については、熊毛宰判塩田村（1-15）の「風俗」の項の記述をもとに概観する。引用中の「守護」の語については後述するが、ここでは「農作物の世話・手入れをする」といった意味で使われている。

（前略）春分正二月迄は麦守護等肝要仕（正月・二月までは麦の世話が肝要である）。

彼岸過二相成候得は麦田うね浚へ溜り水無之様心遣仕（彼岸過ぎになると、麦田のうねを浚え、溜まり水のないように心がける）。

尤麦田之儀は多分蒔候ても糞守護行足不申時は却て不勝手二も相当候二付、麦蒔田余分有之もの之儀ハ、昔々年代り二蒔付仕（もつとも、麦を蒔く田は、多く蒔いても下肥が不足した場合にはかえって不都合になるので、麦を蒔く田が余分にある者は、一年交替で蒔く）。

（中略）菜蕎麦蒔仕廻間相之時分、冬分之駄屋敷等苅取駄屋「へにして冬春之麦」へ二仕候（野菜や蕎麦を作る合間に、冬の駄屋敷にする草を刈り、駄屋敷にして冬・春の麦の肥料とする）。

（中略）十月麦蒔付時分二も至り秋田鋤おこし等早く相調候得は土され為宜（十月、麦を蒔く時分に、早めに田を鋤き起こせば、土の状態がよい）。

左候て年内き番打こへ守護手廻し仕（そうして年内に一番肥をうつ準備をし）。

家葺之儀ハ大概十二月え入相調、麦式番守護へすけつかみ申候（屋根の葺き替えはたいがい十二月に入って行い、麦の二番守護のための煤気を入力する）。

なお、奥阿武宰判徳佐村では、寒冷地における裏作麦の栽培の苦労について代官所が考察を加えている。寒冷地では稲刈りと麦蒔き、麦刈りと田植えの時期が近く、二毛作は大きな苦勞を伴った。

〔麦田は特に早く鋤反し稲根を干、地を乾せて麦を蒔入る時は畑麦に劣らざる成実を得るよいへり、（中略）そもそも当郡の村々は春暖遅く催すゆゑに麦の熟（あから）む事遅く、既に田植る時に至り漸三日位前に麦を刈取、其跡を手もすまに\*鋤返し掻くかへしつゝ直に田植る事なり、（中略）又秋早く寒くなるにつれ、山中故時雨がちなれば麦蒔べき田畠、所によりて乾きかぬる故に、今日は明日はと見合せつゝ麦の植時におくるゝ人なきにしもあらず、おかれて植し麦ハ春の雪に痛むことも又強しと聞けり〕（2-19植）\*「手もすまに」は手も休めず、の意。

もう一例、ごく簡単な記述だが、麦の栽培について次のような記述がある

〔麦 九月土用過植付、養ひハ下糞、寒中二至り凍候節小水をそゝき候〕（3-30植）

## 【植え付けの時期・物尻】

「注進案」の「植付物時節之事」の項には主要な作物の植え付け時期が記してあるが、それらの記述をもとに麦の植え付け時期等を概観すれば、小麦↓麦（裸麦）↓大麦の順で蒔き付けが早い。小麦はおおむね九月、麦（裸麦）は十月、大麦は十一月に蒔く（地域・気候により一ヶ月程度の前後がある）。

〔小麦は九月節二入、（中略）麦菜種ハ十月中頃より十一月中ノ頃迄ニ蒔付仕候〕（6-11植）

〔麦小麦九月土用半より、大麦十一月下旬迄ニ蒔付〕（6-15植）

畠に作る麦は他の作物の収穫時期との兼ね合いがある。大島宰判の日見村（6-15植）や三蒲村（6-25植）では大根や唐芋（サツマイモ）の収穫後、最後に麦を植えることから、そのことを「物尻」とよんだ。

〔小麦ハ秋之土用之末頃ニ蒔付、稗麦大麦十月節入頃より中迄追々蒔付仕候、物尻と申候而大根唐芋其外取上ケ候跡ハ蒔付候、麦は追々十一月末頃迄ニ蒔付申候分も御座候〕（2-16植）

熊毛宰判牛島には、麦蒔きを共同作業としておこなった記述がある。

〔村人質素にして常ニ麩食をし、専ら農漁を相働吉凶之事有時ハ村中之者相集り互ニ其礼を相助、麦蒔芋植付或ハ普請造作等之節相互ニ合力仕候事〕（6-22風俗）

一方、田植えと同じく、麦蒔きもまたその時期を競ううになされたところもある。

〔九月麦蒔ハ我勝ニ土用央より十月中旬迄ニ蒔仕廻〕（2-18風俗）

奥山代宰判阿賀村は速田大明神のおかげで霧がないが、秋に三度だけ降るといい、二度目の霧を「麦蒔霧」という。

〔当村ハ速田大明神御鎮座之利生著明く当村境内を限り霧無之、尤秋二三度霧来り申候、古来申伝へに中の霧下り候時分麦蒔最中之時分なる由にて麦蒔霧と申習ハし候事〕（3-5植）

#### 【適地・適気候】

麦作の適地に関する記述は少ないが、いくつか例がある。最初の例の「ねは土」は「ねば土」、すなわち水はけの悪い土壌をいうのである。麦は湿地や薄地（やせた土地）、陰地を嫌った。

〔薄地田地ハねは土にて麦田無数、少々蒔付候分も出来立不仕、手間代程も無之〕（15-15風俗）

〔大川縁りにて田畠乾キ兼麦作出来立不宜食料乏敷〕（15-23風俗）

〔元来薄地荒砂故麦作一向出来立不申〕（15-25風俗）

〔麦田少く其上山高く陰地ニ付麦作出来立宜からず〕（15-26風俗）

なお、大麦と麦やす（裸麦）を比べると、大麦の方が薄地に適していたようである。

〔当村ハ薄地に付大麦を多く作候て麦やすハ余り作不申候〕（二〇一）  
風俗）

また、雪の多い地域では麦作は困難だった。冬分の手入れが出来なかつたからである。

〔雪所ニて冬春麦守護等不相成、麦作も相応ニ不得仕〕（二〇五）  
風俗）

〔余程地形高く寒冷早く催して諸作実のり薄く、麦作など雪腐にて皆損の年柄も間々ありなどして、〕（二一〇）  
風俗）

関連して、麦は水はけのよい土地を好むので、麦畠には畝（うね）を立てた。その様子は冒頭の塩田村の例や、後述する船路村の例にみることができる。

### 【し】（守護・修固・修護）・修補（修甫）

「し」をする」は農作物の世話をするをいう（小学館『日本国語大辞典』）。山口県では、魚や野菜等の処理や料理の下ごしらえをすることもいい、転じて相手をやつつたり、子供を折檻したりすることも「シゴをする」という。「注進案」では項目にあげたような字を当てている。

〔麦時大根引蕎麦かち其外秋もの取入相済屋根葺等仕、夫より麦守護新樵一ト通りニ御座候〕（七三）  
風俗）

〔当村は農業第一にして肥し守護能致し候所柄にて御座候〕（九一）  
風俗）

修補（修甫）は道や橋、道具を繕い補つてよくすることの意で使われているが、農作物にも使われた例がある。

〔日挽杯之節は釣り合手間替にして仕来、尤雨天之時之差繰仕候て日挽麦時相調、蕎麦かち屋根葺替等相済候て麦修補等仕候〕（七一九）  
風俗）

### 【麦の肥料】

田畠の肥料については「紀要」第四二号参照。ここでは麦の用途に使われたことが明記されている肥料についてのみあげる。

海藻…麦の肥ニは船ニて藻葉を刈候て肥シニ仕候（二〇七）  
風俗）

駄屋肥…冬分之駄屋敷等苅取駄屋」へにして冬春之麦」へニ仕候（七一五）  
風俗）

キヤウ肥…麦作其外畠作え是又駄屋肥キヤウ肥等相用ひ、（二〇三）  
肥）

刈干草…八月比刈干草困置、翌春麦作留守護之節切込、（八二）  
肥）  
下肥…麦（中略）養ひハ下糞、寒中ニ至り凍候節小水をそゝき候（一三〇）  
植）

糠…麦ハ糠を買て肥シとす（二一七）  
肥）

油糟…多葉粉藍麦作へ油糟糠干鯛等買肥仕もの間々有之候事（一一九）  
肥）

干鰯…島作至て宜、其上相應之百姓多干鰯類其外買肥仕候二付  
島作思ひ之外宜 (17-9 風俗)

生鰯…麦肥等之儀ハ生鰯干鰯等買得 (5-8 肥)

なお、先に掲げた熊毛宰判塩田村の麦作の記述のうち、次の部分は、葺き替えた煤藁を肥料ないし土壤改良用に敷き込むことを意味しているのである。麦が水稻よりも高いPH値の土を好むことは、経験的に知られていたと思われる。

「家葺之儀ハ大概十二月え入相調、麦式番守護へすゞけつかみ申候」(7-15 風俗)

### 【除草】

麦も除草が必要だが、重源上人の伝承をもとに、徳地宰判船路村御馬(こも)組の民は麦の草を取らないという。

「御馬組の民に限り麦の草取らざる事…俊成坊(ママ)木材を出さるゝ時、但民麦の草を取を雇われハ辞退す、上人云、此所二生るゝ民ハ末世迄麦の草を取ることなかれ、其代り今財(材)木を出すへしとなん、末世の今も此一組ハ申及ばず御馬の民脇組の田畠を買得しても麦の草を取らず、只溝計堀(掘)り、又他の人え売りてハ草を取らざれば生立す、甚奇なる事あり」(11-12「御馬組の民に限り麦の草取らざる事」)

### 【收穫(混納)】

麦の收穫に伴う作業は、稲と同じく「混納」とよばれている。麦の混納は四月から五月にかけておこなわれ、二毛作田においてはそのあとに田植えが控えていることから、農民にとつては繁多な時期であった。

「十月節より蒔付、翌年四月迄二混納仕候事」(20-1 風俗)

「端午之義ハ麦蒔揚田方植付彼是農家繁雜之時節二付、節句祝日二も不拘老若男女農業出精仕候事」(7-8 風俗)

そのため人手が必要であったことから、「麦こき雇い」という言葉が嫁取りの隠語となった例がある。

「小身の者嫁取ハ春ハ麦こき秋ハ稲こき雇ひなとゞ申、誠に近隣のものへ何その序に盃出し候位の事二御座候」(24-2 風俗)

実際、麦こきと田植え、稲こきと麦蒔きの時期に女性を有期限で雇うことが多かったことは「紀要」第四二号の「五月女・秋女」の項でみた。ここでは具体的な例として、三田尻宰判浜方に計上された、奉公女に対する米麦の支出についてあげておく。

「一 麦拾壹石壹斗 但麦こき田植付共奉公女三拾七人凡三拾日位人別三斗宛二して右之辻、一 米拾八石五斗 但稲こき麦蒔付共奉公女三拾七人凡五拾日位人別五斗宛二して右之辻」(9-12 産業)

## 麦作の儀礼と麦の粉食

以下、【表IV】にみえる麦作に伴う儀礼と麦の粉食や麦酒等に関係する記述をたどってみる。

### 【麦作儀礼】

《同土押》…正月の「同土押」については「紀要」第四十号の最後に触れたので繰り返さないが、麦の豊作儀礼として行う「おしくらまんじゅう」である。

《麦ほめ》…一月二〇日の、いわゆる廿日正月に麦を誉めて成長を促す呪法は中四国地方には一般的にみられるが、「注進案」ではこのほか四月の、いわゆる「麦うらし」の際にも三田尻宰判の諸村でおこなわれていたようである。

《麦うらし》…麦の収穫・田植えと続く農繁期の前に、四月頃に「骨つき」（飲食を伴う休息）の意でおこなわれる行事をいう（「紀要」第四一号参照）。その頃よく取れる鯛（麦羹鯛。後述）を鮓等にして食べ、また小麦団子を食べる例もある。

### 【くろばかま】

麦作と深い関わりを持つと思われる特徴ある神社が本

郷村（岩国市本郷町）に現存する。「玄波可麻（黒袴、くろばかま）神社」といい、「注進案」のほかにも「防長寺社由来」（当館蔵）や「御国廻御行程記」（当館毛利家文庫30地誌57）等にも記述があるから、少なくとも江戸時代中期には存在した。「御国廻御行程記」の波野村には「くろばかま山」もみえる。

「玄波可麻社 祭神 靈魂 祭日 六月十三日 社伝曰、往昔京都より麦の年貢催促せる人来る、無道にして郷里是を困（たしな）む、其人常に黒き袴を着す、故に其名を呼ハす黒袴とのミ言ひあえりしが、郷士江太（ガヲダ）庄司といふ者其暴悪を憎み討果さんと計り、或日渠（かれ）か宿所に向ふに彼亦勇猛有りて挑戦数刻に及ふといへとも勝敗をわかたざる所、庄司か婦力量有りて夫に力を勤（あわ）せし故、黒袴叶ハすして中山西ノ谷に奔走す、江太其跡を追ひ終に討て其靈村民に災せる故、神に齋（いわ）ひ小祠を営ミ玄波可麻社ト号し祭日にハ麦禮を供す、諸村より初穂米寄附有之候」(6-12) 玄波可麻社

「一 玄波可麻神社 神体 宇賀魂神 但、本郷正一位八幡宮の山中に鎮座（中略）当社の儀は五穀豊穰、別て御宰判中麦作守護の神として只今以諸村より麦作の初穂御備せ被成、六月十三日例年御祭礼執行仕候（後略）」（「防長寺社由来」本郷村玄波可麻神社）

この伝承は山代地方（岩国市および周南市の北部一帯の

村々)のあちこちで聞くことができ、いずれも畠作と深く関わる。岩国市錦町木谷原の「クロバカマ様」については、「クロバカマはクロツツのことである。クロツツが増えて困ったときに、八幡様に頼んで祀ってもらった」という(『錦町史民俗編 山と里と人と暮らし』)。クロツツは、足の部分が黒い、まさに「黒袴」の姿態をもつバッタのことであるというから、山代の各地で人々を苦しめた「クロバカマ」とはすなわち、麦(畠作物)の害虫の擬人化であると考えてよからう。

とすれば、ここに引いた「防長寺社由来」はこの社を麦作守護の神というから、害虫そのものを守護神として祀っていることになる。これは矛盾しているようだが、「鎮撫慰霊することで恵みを保証されたい」という、当時の農民の祈りの形を見ることが可能である。

このクロバカマに対する祭祀は、水田稲作における「虫送り」の斎藤(北条)実盛と対比されるべき、いわば「畠の虫送り」の祭祀であったに違いない(「虫送り」は「紀要」第四二号参照)。クロバカマ社を祀る六月は、麦の収穫儀礼ともいえる祭祀が集中する時期である。

## 【麦の粉食】

小麦粉を使った食品(小麦団子・素麺・うどん等)がみえるのは五〜七月に集中する(二例のみ八朔)。このことから、それらは麦の「収穫を寿ぐ」儀礼と深く関わった「ハレの食品」ではないかと考えられる。小麦は粉に挽かないと食べられない。その手間は大きい、人々は食料の少ない春から初夏を生き延びた喜びをもって麦を収穫し、手間をかけてこれらの食品を作り、神仏に供え、贈答し、また食べたのであろう。(以下、表IV参照)

《小麦団子》…田植後の泥落としや虫送り、六月晦日の際に作り、牛馬に食べさせ、また人々が食べる。田植後は麦の収穫に引き続いておこなわれることから、これら一連の農作業の途中ないしあとに、牛馬の慰労もかねて食べられたものであろう。

《素麺(そうめん・そふめん)》…もつばら盆(中元)の贈答に用いられており、それは現代においても名残をとどめている。

《うどん》…一例のみであるが、泥落としにおいて食べられている。

【表Ⅳ】 麦作に関する儀礼と麦の粉食

曆月日	麦に関する事柄	行事名・村	記述
			同土押 19-17
正月	同土押 (おしくらまんじゅう) で麦の豊作を予祝する	同土押	笠を着、蓑をさかしに着てほむる (11-18 風俗) *「蓑を逆さまに着る」という作法は、吉凶を予見ないし占う意味で、ままみられる民俗的な所作である (俳句の季語「岡見」参照)
		はつか正月 麦ほめ 5-9、9-10、 11-18、19-2	
1月20日	麦をほめる	地神祭	村に寄地神祭と唱へ冬より早春の間輪番当屋を定、或ハ社人あるひハ地神経読誦の旨僧など相招き一日宛祭式仕、相調候幣をもつて麦島に建、虫除二仕候流例も御座候 (14-7 風俗)
正月ころ	麦島に幣を立てる	14-7、15-9/18、 17-6、21-1	
4月	麦をほめる	麦うらし 麦ほめ 9-11/13/14/24	四月麦熟前、鯛之取れる頃ゆへ鯛を麦糞鯛と唱、求め酢食を拵へ親類間招キ合、給へ候て麦を誉め湿納植付前之骨つきを致候事 (9-1 風俗)
		住吉社祭 14-15	同日今宿の住吉社まつり、当屋へ講中より麦壺升苾さし出し申候、飯椀えかけ目七百目余に盛あげ、一汁一菜また麦酒を造り神酒にそなへこれを頂戴仕候 (14-15 風俗)
5月5日	麦をつなぐ 麦酒を作り御神酒とし頂戴する	節句 19-8	五月節供菖蒲飾り笹巻を調へ候ものも間々有之候へ共大方ハ餅を搗候、湯本村は粽に麦の粉を用ひ、又麦の粉を酒にてかき喰候習俗むかしハ有之候へとも、當時は各別用ひ候ことも無御座候 (19-8 風俗)
5月5日	麦粉の粽 麦粉を酒でかいて食する	サハバウ参り 19-8	サハバウ参りと申新麦を持旦那寺へ参詣仕候、是は麦秋より植附中は取分田島にて諸虫を殺し候ことも多く候へば、此罪を消候ためと村老共申伝候 (19-8 風俗)
5月	新麦を檀那寺へ持参する	19-8	

田植後	小麦団子を食べる	泥落とし		田方植付相済候上泥落し連一統一日休息、貧福貴賤二不限小麦団子を調へ買断之 (3-16 風俗)
		3-16、4-12、6-13、7-7/8/13/17、9-13/7/8/9/13/14/24、10-30		
田植後	麦をつないで麦酒を作り牛馬に飲ませる(牛の酒)	泥落とし		五月惣植付仕廻候得は泥落しと号し畔頭元より定日を蝕せ一日休息仕候古来より之行形二御座候、此日吉畔頭三組之時之通り組別当屋有之、泥落し神楽と号し神主申受候、貫キ合せ之麦を以酒を作り、地下人別より貫二來候得は其酒を式三合宛遣し申候、左候て牛馬に飲せ申候故牛の酒と申候事 (9-16 風俗)
		9-16		
田植後	うどんを作つて食べる	荒神夏祀(泥落とし)		荒神夏祀と号し講中田植付相済次第日柄を撰ひ、講中人別米八合錢八拾文位持寄り、何れも手分して鮎或ハ鯉鮒等ヲ拵へ、人数え割取給へ残りハ取歸り、(中略) 麦刈混納より引隣田疇植付等長々昼夜相働候事二付多ハ骨休メ之心得二御座候 (1-1 風俗)
		1-1		
田植後	小麦団子を作り牛に食べさせ、人も食べる	虫送り		百姓中之儀は此日(虫送り)ヲ休ミ日と号し家内男女は不及申下男下女迄も小麦団子等をこしらへ一番二牛え給させ、其後人々相応二饗応シ、氏神久福寺施餓鬼場え参詣し、(1-1 風俗)
		1-1		
6月朔日 9月朔日	麦飯・麦糍で麦酒を作り荒神社に供え、互いに飲む	荒神祭 泥落とし		6月朔日九月初日荒神祭泥落しと唱へ村中村分ケ仕、輸番にて相集、神主招請五穀成就之祈念執行、麦飯麦糍等にて一夜酒ヲ作り荒神社え備、廻礼之序互二彼麦酒を給申候 (2-20 風俗)
		1-10、2-20		
6月13日	麦酒を供える	玄波可麻社祭		(本文「くろばかま」の項参照)
		3-11		
6月15日	麦の初穂を持参し守札を受け	祇園祭		六月十五日は祇園祭りにて牛馬為安全氏神境内之於祇園社二社人神楽を奏シ、村中銘々麦初穂ヲ持参り御札守を受賜り休足仕候事 (8-17 風俗)
		8-17		
6月	麦をつなぎ神事を行う	青田祈禱 麦告(もうし)		六月頃青田祈禱として氏神之社人組別地下鎮守社え申請、麦を貫き諸入目其外氏神え之初穂立等仕候、是を麦告と相唱申候 (7-18(5) 風俗)
		7-18(5)		
6月	麦を献じる	妙見社		六月二ハ麦御饗御酒を献祝詞を申 (11-15 妙見社)
		11-15		

6月土用	麦飯を供える	河内大明神	(前略) 六月土用初日麦の飯を備ふ、(11-5 河内大明神)
		11-5	
6月晦日	小麦・麦酒を献じる	熊野三所権現	六月晦日夏祭小麦御饗麦ノ神酒を神主より献、(11-18 熊野三所権現)
		11-18	
6月晦日	小麦団子を牛に食べさせたり、互いにやり取りする	さばらい 夏越	村之例にて今朝未明地下中之牛馬不残浜辺え引出、海え引込潮にて能洗候て引帰り小麦団子ヲ拵へ給させ候事 (1-1 風俗) 同 (6月) 晦日馬を川に連行洗ひ申候、この日さばらい餅とて団子をこしらへ申候 (14-15 風俗)
		1-1-5-8、 6-20/22、14-15	
盆	墓所や仏前に素麺を供えたり、互いにやり取りする	盆・中元	盆会ニ八寺院へ参詣し銘々先祖の墓所へ詣掃除し花立杯と新二仕替仏花を備へ、又親類所縁のもの来往して位牌へ香典素麺杯備へ拜礼をなし、(15-7 風俗) (七月) 十四日二は (中略) 旦那寺并二墓所へ詣、親類朋友間仏前え香典相備焼香仕、新亡有之節は素麺又ハ手輕香料等相備 (20-8 風俗)
		7-13、9-1/2/3/12/13/15、 15-7、16-1/4/8/10/11/14、 17-1、20-1/8/11	
8月朔日	小麦団子を作る	八朔	八朔は頼母炊小麦団子を焚キ賀を祝し候 (5-3 風俗)
		5-3	
祭礼	青麦を供える	河内大明神	祭式ハ (中略) 青麦を備へ秋稻の初穂を備へ、冬神服衣を御璽に懸る古例なり (11-19 河内大明神 (古森))
		11-19	
四季土用	盲僧への初穂	土用経 (籠杖)	四季土用ニハ諸々の盲僧廻り土用経とて家毎地神経誦誦す、冬春八百疋又式百疋宛御初穂を遣し、夏ハ麦三四合、秋ハ朔三合程宛遣し来候事 (17-9 風俗)
		17-9/10、20-12 他	
—	麦の粉を供える	饗頭近江守墓 和泉弾正墓	(前略) 右兩所之廟え村人願立之者、麦之粉など備え頼候へハ靈驗新なり、若参詣之者他人ニ違つ候得は真驗なしといふ、(10-28 古墓之事)
		10-28	

《麦の粉》…表中の五月五日「湯本村は粽に麦の粉を用ひ、又麦の粉を酒にてかき喰候習俗むかしハ有之候」について、粽に用いたのは小麦粉であろうが、酒で掻いて食べた麦の粉は、あるいは大麦を炒って粉に挽いたもの(はったい粉。麦焦がし、また香煎とも)かもしれない。

#### 【麦の酒】

麦で作った酒も同時期に各地の祭事で作られている。特別なものであったろうが、どのようなものか判然としない。蒸した大麦で糶を作り、米の酒と同じように醸したのであるろうか。

#### 【その他の麦関連食品(麩・饅頭・麦菓子・飴)】

《麩》…麩は小麦粉から作ったグルテンを材料とする。大島宰判久賀村・同浦に「焼麩」がみえる(1)産業。《饅頭・麦菓子》…菓子のたぐいだが、三田尻宰判浜方に「饅頭屋」が四軒(2)産業、奥阿武宰判徳佐村に「麦菓子」を扱う商人等がみえる(2)商人札。また「麦菓子代」として銭百五十匁ほどが熊毛宰判樋口村で作られている(1)産業)が、どのような菓子かは不詳。《飴・麦芽》…当時の飴は米と大麦麦芽を原料としていた

と考えられるが、参考のためここにあげる。水飴は調味料としても用いられたため、「飴」は必ずしも菓子ではない。飴を扱う商人(飴屋)はいくつかの記載があり(1)産業、1)諸職等)、前大津宰判三隅村には十八軒もの「飴屋」があった(2)産業)。大島宰判に二か所記載のある「麦芽」は、あるいは飴の生産と関係があるかもしれない(1)物産)。菓子としての飴菓子ももちろんあり、小郡宰判中下郷津市の定期市では飴菓子が商われている(1)風俗)。また麦菓子と同じく、熊毛宰判樋口村でも生産されていたようである(1)産業)。

#### 麦食

#### 【麦飯】

「注進案」の時代において麦が常食であったことは、次のようないい方の中にあらわれている。

「麦田少く其上山高く陰地ニ付麦作出来立宜からず、戸口二行足り不申他村より買入仕候」(1)風俗)

ちなみに、「注進案」山口宰判の諸村における、一人あたり一年間の食料としての米・麦・雑穀の帳簿上の数字(石)

【表Ⅴ】一人宛の一年間の食料

村	米石	麦石	雑穀石	計(石)
12-1~8、16~19	0.585	0.585	0.27	1.44
12-9~15	0.7	0.55	0.19	1.44

は【表Ⅴ】のようになる(各村「括」の項)。

なお、常食としての麦が先述のハダカムギ(裸麦・実麦・麦やす)であったらしいことは、次の大島郡安下庄の例がある。浦方(漁村部)において、下肥を地方(農村部)の作物と交換する風があつたが、その際に裸麦を輸入している。

「裸麦百七拾三石七斗 右家数三百八拾六軒分四斗五升宛にして地方糞代右之辻」(一七二 刊本 412頁)

また、山口宰判御堀村(一七五括)では、生産された麦のなかに、「人別食用之麦」として五斗八升五合宛のほか、牛馬分として馬一石八升宛、牛三斗六升宛の麦が計上されている。

【社倉穀く非常食としての米・麦・稗】

藩府の唱導もあり、天保年間から凶年・飢饉に備えて各村で米麦等を倉庫に貯穀したものを「社倉」という。「注進案」にもその内容を記した村があり、非常食としての米穀をみる事ができる。社倉はあくまでも、地下におけ

る「村落としての自力備荒」の意味合いが強く、地下あるいは余力のあるものが倉を建て、また非常穀を供出したようである。たとえば大島宰判日前村の社倉は「御百性藤井権次兵衛より奉遂御馳走」つたものであつたし(一七〇)、同宰判西方村のものは「於地下建調」られ(一七〇)、同宰判野村にあつた社倉は近隣六村で建て調べたものであつた(一七〇)。そこには「粃」と「麦」が備蓄されていたが、それらは「右凶年御手当トシテ地下頭立候者より困方之分」というように、有力者から供出されたものであつた。

社倉にはこのほか、上関宰判の諸村では米と稗を備蓄しているなど、「注進案」全体でみると、米(粃)・麦・大麦・裸麦・稗等が備蓄されていた。

【味噌・醤油】

味噌・醤油を作るための麦は、大島宰判・上関宰判・熊毛宰判において「味噌二相成分」「醤油二相成分」として石高が記されているが、麦の種類の記事はない。山口宰判の括りの部分には、多くの村で「大豆は上納残り味噌、小麦ハ醤油引当」云々といった記述があり、小麦は醤油の原料となつたようである。

## 麦わらの利用

「注進案」にみえる麦わらの利用は、祭事における人形や船等をかたどるのに多く用いられ、その時期も泥落とし・虫送り・盆（牛灯・精霊送り）といった五〜七月に限られる。以下に例をあげる。

〔毎年田畠植付相済候上半夏翌日を定例ニして田畠虫除御祈禱、（中略）麦藁之船并実盛之かたしろを作り幡を立、僧祝夫々之勤行仕候て右之船海中え流し是を虫送りと唱〕（二七）風俗〕

〔七月）七日より盆中夜々牛灯とて川原又は野中へ童部共群り、家々にて麦藁を貰ひ来り、二間余の竿頭へ麦藁にて酸漿形のものをつつけほうつきと申て是を建、麦藁竹などの松明へ火を附、是を竿頭のほうづきへ投込戯れ候、（中略）家々麦藁を吝み出し不申ものハ牛必死と申、大概望みに任せ候〕（二〇八）風俗〕

〔七月）十六日暁精霊送トして蓮葉又ハ麦藁ニて船を造り瓜茄子回子等を備へ川え流し候〕（二〇一）風俗〕

もつともこれらは麦藁でなければいけないわけではなく、「藁」との記述の方がはるかに多いが、時期的に麦の収穫後にあたり、麦わらの便利がよかつたのであるう。

麦わらの菰（こも）の生産については、上関宰判の二か村に二七六〇枚と一三五〇枚の記述がある（五八/九産業）。屋根葺きに麦藁が用いられる場合は、小麦藁が用いられ

たようである。

〔本堂葺替之節は先年より小麦藁五尺結繩二而式把ヲ寄荷トして百五拾七荷宛、屋代、（中略）日見六ヶ村江割付被仰付、〕（二一）眞宗観海山妙善寺の項）

麦わらの屋根は稲わらの屋根よりも耐久性があるが、葺きの屋根にははるかに及ばない。瓦を葺かない場合、屋根は可能な限り茅葺きにしたものであろう。

### 【麦藁鯛】

なお、「麦藁鯛」とよばれる鯛は「麦うらし」の休息のころに食べられる鯛をいう。（既述。表IV参照）

### 補論 粟・黍・稗

「注進案」のなかで、粟・黍・稗に関する記述は、「植付物時期」や「物産」における石高以外には、「風俗」の項でごく断片的にあるに過ぎない。ここでは、これらについてメモ的に記しておく。

### 【五穀】と「雑穀】

「注進案」には「五穀」「雑穀」の双方とも用例があるが、かなりの混乱がみられる。たとえば、「物産」の項で「五

穀」「雑穀」を分けている大島宰判や上関宰判においては、「五穀之部」として米・麦・粟・黍・稗を、「雑穀之部」として豆類・蕎麦・胡麻類をあげるのに対し、奥山代宰判の諸村においては、米以外を「雑穀」として麦以下の諸作物を列記している。概して、主穀（米ないし米麦）以外の穀物を一括して「雑穀」としている場合が多いようである。

#### 《雑穀》

「主穀」に対するいい方であるが、「五穀」と「雑穀」を分けていない場合の「雑穀」に「麦」を含むかどうかについては、必ずしもはっきりしない。

〔厚保村之儀ハ田畠山野ともに手広く、米麦雑穀菜大根其外出来立都合よろしく、〕（16-13 風俗）

この例は麦を含んでいないが、次の篠目村の例は、麦もかなり作り、牛馬にも食べさせている村であるから、麦を含むいい方ではないかと考えられる。

〔元来土地相故歟、作物の余計無之、常々の食用も雑穀取草を専に致し候程之事ゆへ、〕（12-8 風俗）

「雑穀」の文化史的な意味、たとえば稲の優位性に対して、雑穀の低位性を明示するような用例は、「注進案」からうかがうことは困難である。神仏や先祖への供え物とし

て雑穀餅をつく例があることも先にみた。しかし、食糧としての優位性が米にあり、貧者が雑穀に依存しがちであることもまた、多くの行間からにじみ出ている。

#### 《五穀・五穀祭り》

「五穀」もまた、用語としてはっきりした定義はうかがえない。「物産」の項における「五穀」が米・麦・粟・黍・稗である一方で、後述するように、小串・宇部・川上村では五穀に「籾・大豆・小豆・麦・稗」をあげ、上宇野令では「稲・麦・粟・大豆・小豆等」としている。最後の「等」を無視すれば、後の二例は「五穀」はいずれも黍を含まず、豆を含み、稗または粟を含むいい方であった。

なお、「物産」の項以外では、ほとんどが「五穀成就」「五穀豊穰」「五穀之豊作」「五穀繁栄」といった定型的ないい方で使われており、その場合の「五穀」は、田畠の主要な作物を総称するいい方と考えてよからう。

その「五穀」ということばの総称的な意味を受けて、「五穀祭り」と記された祭りが三例ある。一例目は地神祭・荒神祭、二例目は大歳祭り、三例目は八朔の祭事を「五穀祭り」としている。

〔地神祭り 同月の中地神荒神五穀祭りとして村々にて寄り合、社人山伏間申請日待通夜仕り縁高飯認め候事〕(6-10 風俗)

〔三条岡村大蔵社十一月五日祭日にて、(中略)、此式実ハ五穀祭りにていつの比より始り候哉不詳候事〕(1-12 風俗)

〔八月朔日より三日迄五穀祭りと呼し家々幟を建氏神参詣家々挑灯を灯し祭り来候〕(5-7 風俗)

### 【餅にする】

正月、年始客への「食積」(「紀要」第四〇号参照)のなかに粟や黍の餅がみえる。五穀豊穰の祈り・予祝の一環である。

〔(正月) 食積と申三方に精米を盛り、糯粟黍等の餅、橙密柑柿かち栗錫昆布を刻ミ賀客へ出し候〕(20-1 風俗)

雑祭りの餅や盆の供え物にも雑穀餅がみえる。次の二例目からは、貧家であるから米の餅でなく黍粟の餅をついたという風に読み取れるが、三例目でみるように、むしろ盆にはさまざまな穀物を以て餅をつく形があつたのではなからうか。現実として、米の収穫はまだ先である。

〔三月三日氏神参詣仕候、娘子供御座候者ハ雑祭仕、分際ニよつて少々宛雑穀取合餅を搗神仏雜等え備申候〕(6-12 風俗)

〔(七月) 十四日五日ハ(中略) 内仏え素麺其外瓜茄子菓子等を備へ、少々宛餅も搗、(中略) 貧家ニハ黍粟杯之餅にて心計り

之手向いたし候〕(1-13 風俗)

〔同(七月) 十四日十五日は聖靈之祭として寺々参詣仕、分際ニより雑穀類取合餅杯少々宛搗仏神先祖え相備申候〕(6-12 風俗)

十月の初亥、すなわち玄猪の餅(「紀要」第四一号参照)についても、必ずしも米の餅には限らない。「新米餅・早稲餅・新穀餅」と明記している村もあるが(5-2、6-1、5/16、19-2、19-15/17 風俗)、「つっぽ餅・悪米餅」(9-7、11、9-16、18、10-26/30 風俗)のように悪米を用いるところ、また「牡丹餅・小豆餅」のように豆類と取り合わせるところ(6-18、9-2/3/5 風俗)、「とらに」雑穀餅・五穀の餅」と明記するところもあり、五穀や畠作物の収穫祭の様相を呈している。最後の例をあげる。

〔十月亥ノ日 農家は一同雑穀杯を以餅を搗候て神仏え供へ、来歳之豊作を祈候〕(1-3 風俗)

〔十月初亥玄猪祭人別五穀之内を餅あるひハ団子ニして贈答仕候〕(6-13 風俗)

十二月、正月用の餅をつくにあたって、「牛の餅」と称し、雑穀餅を特別に作るころもあった。

〔餅搗ハ(十二月) 廿四五日頃より搗申候、尤牛の餅と申雑穀にて格別に調へ申候〕(19-8 風俗)

関連して、小米・粟・稗等の餅を「きなこもち」にして、

節句等のハレの日の神仏への供え物としていた例もある。

〔惣て式日ニは小米粟稗等を以餅をつき豆の粉を附神仏へ備へ候〕（7-6 風俗）

【団子にする】

田植後の「泥落とし」（「紀要」第四二号参照）において小麦団子を食べることは一般的だが（表IV参照）、粟や黍も団子にする場合がある。

〔田方植付仕廻泥落と号し先年より之行形を以人別遊日仕候、（中略）尤小麦黍粟之団子等拵へ候義先年より之吉例と申伝へ古今無転変候事〕（7-6 風俗）

〔五月田方植付相済、泥落としと号、人別遊日、小麦或ハ黍団子拵へ神前へ備候行形に御座候事〕（7-7 風俗）

また、玄猪のときに、餅でなく五穀の団子にする例もある（3-13 風俗、前出）。

【地神祭り】

正月に盲僧を招いておこなう地神祭り（地神申し、「紀要第四〇号参照」）において、「五穀」を供える例をあげる。何をもつて五穀というかは先述のように一定しない。

〔正月之内には地神祭りとして盲僧を当家へ申請五穀（粗大豆小豆麦稗）を備へ小き幣又ハ札守等家別へ配当ス〕（5-13 風俗）

なお、先大津宰判深河村では、田植後の地神祭において、「五穀の粥」を供えた。

〔植附相済候後地神祭り正月に同し、（中略）又五穀の粥を調へ地神へ備へ候、又幣を家々へ配り各田頭へ立候〕（9-8 風俗）

【御嫡大明神（御嫡の森）】

山口宰判上宇野令天花畑の「御嫡の森」とよばれる森の木々には五穀の名がつけられており、人々はそれぞれに豊熟を祈ったという。同社には「例（ためし）の井」もあり、五穀成就の水占をおこなっていた。

〔森の木あまたありてこれを末社百余柱といふ、其木におおの稲麦粟大豆小豆等五穀の名ありてその豊熟を祈ることなり〕（13-23 上宇野令之四「御嫡大明神」）

【黍類の表記と品種について】

「注進案」の「物産」の項に記載されている「黍」類の表記と実態についても、かなりの混乱がみられる。たとえば「小黍」「高黍」等は「黍」の別称ないし黍の一品種と認識されている場合も多いように思われるが、一方で「黍」と「小黍」「高黍」等が別々に計上されている村も多い。その場合には以下のような注意が必要である。

①「黍」と「小黍」が別々に計上してある場合、その「黍」

は分類学上のモロコシ、「小黍」は同じくキビであると  
考えられること、

②「黍」と「蜀黍・高黍」が別々に計上してある場合は、逆に、  
その「黍」はキビ、「蜀黍・高黍」はモロコシであると  
考えられること、

③「小黍」と「大黍」の生産が確認できる場合(168深  
河村のみ)、「小黍」はキビ、「大黍」はモロコシと考え  
られること、

④そのいずれでもない場合、「黍」はキビ・モロコシ類の  
総称として用いられている可能性もあること、

などである。そう判断する根拠については詳述する紙面  
がないが、たとえば「吉川左京領内産物并方言」(当館蔵  
毛利家文庫34産業16)には「蜀黍」に「キビ」、「黍」に「コ  
キビ」と読みが振ってあり、それを受けた本藩は、「蜀黍」  
を「黍」、「黍」を「小黍」と表記して「周防産物名寄」を  
作成している(「岩国御領産物御付出と江戸御付出字違之  
分書抜(下)」(県庁伝来旧藩記録850-4))。

つまり、防長では、分類学上のモロコシを「黍」ないし「蜀  
黍・高黍」と表記して「キビ」ないし「タカキビ」等とよび、  
同じく分類学上の「キビ」を「黍」ないし「小黍」と表記

して「キビ」ないし「コキビ」とよんでいたのであり、「黍」  
の表記や「キビ」の呼称のみをもってそれが分類学上のモ  
ロコシかキビかは判断できない。「注進案」はその村の地  
域の用例のまま記載しているのである。

なお「唐黍」(35奥山代宰判阿賀村)は分類学上のモ  
ロコシかトウモロコシか判然としない。

#### 【牛馬飼料としての稗】

人々の備荒食としての稗はさきに【社倉穀】の項でみた。  
稗が牛馬の飼料としても広く用いられていたことについて  
は、舟木・吉田・当島・奥阿武宰判の「物産」に多くの例  
がある。

本文中で引用した部分に関わる村の番号は以下のお  
りである。

【大島宰判】1(久賀村・同浦)、12(日前村)、13(西方村)、  
110(地家室)、112(安下庄・安下庄浦)、115(戸田村)、  
216(日見村)、220(外入村)、226(三浦村)、229(平郡島)  
【奥山代宰判】35(阿賀村)、311(本郷村)、313(須川村)、

3-16（小川添谷村）

【前山代宰判】4-5（三瀬川村）<sup>ノ</sup>4-7（中須村）<sup>ノ</sup>4-12（鹿野下村）

【上関宰判】5-3（上田布施村）<sup>ノ</sup>5-8（曾根村）<sup>ノ</sup>5-9（大野村）<sup>ノ</sup>

6-11（伊保庄）<sup>ノ</sup>6-13（小郡村）<sup>ノ</sup>6-15（尾国村）<sup>ノ</sup>6-20（馬島）<sup>ノ</sup>  
6-22（牛島）<sup>ノ</sup>6-23（若見島）

【熊毛宰判】7-3（長野村）<sup>ノ</sup>7-7（上小周防村）<sup>ノ</sup>7-8（小周防村）<sup>ノ</sup>

7-13（岩田村）<sup>ノ</sup>7-15（塩田村）<sup>ノ</sup>7-17（川西村）<sup>ノ</sup>7-18（4）（三  
丘之内樋口村）<sup>ノ</sup>7-18（5）（三丘之内八代村）<sup>ノ</sup>7-19（差川村）

【都濃宰判】8-3（末武下村（笠戸島））<sup>ノ</sup>8-6（須々万奥村）<sup>ノ</sup>8-10（川  
上村）<sup>ノ</sup>8-11（小畑村）<sup>ノ</sup>8-12（戸田村）<sup>ノ</sup>8-13（湯野村）<sup>ノ</sup>8-17  
（三井村）

【三田尻宰判】9-1（三田尻村）<sup>ノ</sup>9-2（三田尻町）<sup>ノ</sup>9-3（東佐波令）<sup>ノ</sup>

9-7（仁井令）<sup>ノ</sup>9-8（植松村）<sup>ノ</sup>9-9（伊佐江）<sup>ノ</sup>9-10（新田村）<sup>ノ</sup>  
9-12（浜方）<sup>ノ</sup>9-13（田嶋）<sup>ノ</sup>9-14（西之浦）<sup>ノ</sup>9-15（西之浦前々  
浜）<sup>ノ</sup>9-16（切畑村）<sup>ノ</sup>9-24（西ノ浦鹿角村）<sup>ノ</sup>10-26（真尾村）<sup>ノ</sup>

10-28（久兼村）<sup>ノ</sup>10-30（鈴屋村）

【徳地宰判】11-5（埴村）<sup>ノ</sup>11-9（島地山畑村）<sup>ノ</sup>11-12（船路村）<sup>ノ</sup>

11-15（八坂村）<sup>ノ</sup>11-16（深谷村）<sup>ノ</sup>11-18（堀村）<sup>ノ</sup>11-19（伊  
賀地村）

【山口宰判】12-1（桜島村）<sup>ノ</sup>12-2（恋路村）<sup>ノ</sup>12-3（中村）<sup>ノ</sup>12-4（十  
房村）<sup>ノ</sup>12-5（御堀村）<sup>ノ</sup>12-6（仁保庄上郷）<sup>ノ</sup>12-7（仁保庄下  
郷）<sup>ノ</sup>12-8（篠目村）<sup>ノ</sup>12-9（小鯖村）<sup>ノ</sup>12-10（長野村）<sup>ノ</sup>12-11

（深野村）<sup>ノ</sup>12-12（矢田村）<sup>ノ</sup>12-13（間田村）<sup>ノ</sup>12-14（平井庄・  
吉田郷・恒富保）<sup>ノ</sup>12-15（矢原村）<sup>ノ</sup>12-16（黒川村）<sup>ノ</sup>12-17（吉

敷村）<sup>ノ</sup>12-18（平野村）<sup>ノ</sup>12-19（朝田村）<sup>ノ</sup>13-23（上宇野令）<sup>ノ</sup>

13-30（山口街）

【小郡宰判】14-1（中下郷）<sup>ノ</sup>14-2（上中郷）<sup>ノ</sup>14-7（井関村）<sup>ノ</sup>  
14-15（陶村（鑄銭司村含む））

【舟木宰判】15-7（舟木市村）<sup>ノ</sup>15-8（逢坂村）<sup>ノ</sup>15-9（東高泊村・  
有帆村）<sup>ノ</sup>15-15（際波村）<sup>ノ</sup>15-18（小串村・宇部村・川上村）<sup>ノ</sup>

15-22/23（吉見村）<sup>ノ</sup>15-24/25（木田村・瓜生野村・車地村・  
山中村）<sup>ノ</sup>15-26（楡小野村）

【吉田宰判】16-1（吉田村）<sup>ノ</sup>16-4（厚狭村）<sup>ノ</sup>16-8（山野井村）<sup>ノ</sup>  
16-10（伊佐村）<sup>ノ</sup>16-11（山中村）<sup>ノ</sup>16-13（厚保村）<sup>ノ</sup>16-14（河  
原村）

【美祿宰判】17-1（大田村）<sup>ノ</sup>17-6（秋吉村）<sup>ノ</sup>17-9（赤村）<sup>ノ</sup>17-10（絵  
堂村）

【先大津宰判】18-1（日置上村）

【前大津宰判】19-1〜3（三隅村）<sup>ノ</sup>19-8（深河村）<sup>ノ</sup>19-15（殿敷村）<sup>ノ</sup>  
19-17（真木村）

【当島宰判】20-1（河島庄）<sup>ノ</sup>20-3（樺西分）<sup>ノ</sup>20-7（大井黒川村）<sup>ノ</sup>  
20-8（山田村）<sup>ノ</sup>20-11（明木村）<sup>ノ</sup>20-12（佐々並村）

【奥阿武宰判】21-1（吉部村）<sup>ノ</sup>21-5（小川村）<sup>ノ</sup>21-19（徳佐村）

『防長風土注進案』各村『物産』の頁における米・粟・黍・稗の生産石

村ID	筆判	村名	米石	粟(1)石	大粟(2)石	小粟(2)石	粟石	黍(3)石	稗石	備考・参考・用題
1-1	大嶋	大夏村・西浦	3,611,207.0	1,697,553.00			57,840.00	53,900.00		小粟・小粟も作名が、その名産での計上され。
1-2	大嶋	日野村	6,229,025.0	4,637,889.9			16,420.00	0,550.00		小粟・大粟も作名が計上され。
1-3	大嶋	西方村	8,38,920.22	1,043,973.00			104,140.00	25,100.00		小粟も作名が、その名産での計上され。
1-4	大嶋	藤村(窪島家村)	4,951,993.3	629,597.9			17,700.00	19,500.00		小粟も作名が、その名産での計上され。
1-5	大嶋	平野村	37,583,688	47,542,706			28,590.00	6,100.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
1-6	大嶋	内入村	153,689.95	203,883.96			6,310.00	0,620.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
1-7	大嶋	内入村	202,344.64	839,913.12			27,800.00	3,520.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
1-8	大嶋	内入村	76,456.98	115,639.00			13,400.00	3,950.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
1-9	大嶋	池家郷	65,199.14	859,292.00			55,800.00	8,250.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
1-10	大嶋	池家郷		529,800.00			48,000.00	5,000.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
1-11	大嶋	空下庄・空下庄浦	2,302,860.00	2,025,149.99			55,000.00	52,000.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
1-12	大嶋	空下庄・空下庄浦	1,56,729.85	616,585.3			44,000.00	15,800.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
1-13	大嶋	出井村	3,36,379.00	244,662.00			44,000.00	4,000.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
1-14	大嶋	戸田村	310,008.60	381,697.73			45,000.00			小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
2-15	大嶋	日見村	558,144.00	381,595.90			18,000.00	6,000.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。兼は「物産」
2-17	大嶋	神津村	1,44,985.78	169,728.56			31,600.00	3,100.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
2-18	大嶋	神津村	336,798.00	670,689.00			26,740.00	11,480.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
2-19	大嶋	畑平村	315,754.47	285,307.10			25,400.00	8,500.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
2-20	大嶋	外入村	339,272.00	194,279.98			9,840.00	20,000.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
2-21	大嶋	外入村	417,540.90	376,980.00			24,000.00	1,200.00		小粟・大粟も作名が計上され。
2-22	大嶋	外入村	3,459,462.12	1,837,521.7	640,799.93		201,920.00	11,200.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
2-23	大嶋	藤代村	1,042,489.92	274,309.00			42,690.00	8,320.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
2-24	大嶋	小松村	472,629.95	274,309.00			29,150.00	6,600.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
2-25	大嶋	三浦村	2,258,396.42	675,140.00			12,100.00	7,270.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。兼は「物産」
2-26	大嶋	三浦村	934,473.26	262,700.00			10,000.00	10,000.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。兼は「物産」
2-27	大嶋	土井村	427,072.80	2,271,794.67			10,000.00	7,270.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。兼は「物産」
2-28	大嶋	平野郷	1,46,999.80	838,580.05			28,500.00	3,000.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
2-29	大嶋	伊藤田村	423,588.80	838,580.05			3,200.00	5,000.00		小粟・大粟も作名が計上され。「兼は物産」
3-1	前山代	宇佐野	351,669.67	174,500.00			4,000.00	53,500.00		小粟・大粟も作名が計上され。「兼は物産」
3-2	前山代	宇佐野	411,859.30	210,500.00			17,500.00	1,45,000.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
3-3	前山代	宇佐野	624,192.90	187,200.00			11,300.00	7,920.00		小粟・大粟も作名が計上され。「兼は物産」
3-4	前山代	向原郷	5,46,633.90	229,000.00			20,500.00	16,000.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
3-5	前山代	向原郷	575,525.00	445,000.00			9,000.00	9,500.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
3-6	前山代	中山村	1,120,065.92	423,400.00			22,800.00	22,800.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
3-7	前山代	生井村	5,27,531.20	388,650.00			24,850.00	18,560.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
3-8	前山代	下畑村	1,75,524.00	607,920.00			15,000.00	41,100.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
3-9	前山代	南原村	396,456.00	204,800.00			16,300.00	16,800.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
3-10	前山代	波野村	1,135,989.20	650,000.00			15,000.00	40,600.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
3-11	前山代	本郷村	448,563.20	202,400.00			11,000.00	20,000.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
3-12	前山代	黒澤平塚村	375,039.00	423,000.00			93,000.00	70,000.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
3-13	前山代	桑山	2,60,276.00	495,000.00			74,000.00	46,000.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
3-14	前山代	岩谷村	343,929.60	297,200.00			40,000.00	28,500.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
3-15	前山代	小川	436,193.00	152,600.00			56,000.00	161,000.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
4-1	奥山代	佐藤村	1,41,100.00	298,200.00			56,000.00	6,000.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
4-2	奥山代	中之瀬大野村	2,59,100.00	217,400.00			12,800.00	15,000.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
4-3	奥山代	西馬神社	1,41,100.00	298,200.00			56,000.00	6,000.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
4-4	奥山代	榎空村	1,22,570.00	198,300.00			15,400.00	46,800.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
4-5	奥山代	三瀬山村	413,658.50	177,329.10			85,960.00	76,560.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
4-6	奥山代	瀬越村	914,643.30	402,416.00			35,000.00	45,500.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
4-7	奥山代	中須村	1,758,108.00	576,750.00			30,000.00	7,200.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
4-8	奥山代	野合村	229,457.90	130,330.00			4,800.00	45,000.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。
4-9	奥山代	堂家村	320,907.00	346,986.60			17,100.00	45,000.00		小粟・大粟も作名が、その名産での計上され。

『防長風土注進案』にみる麦と粟・黍・稗(金谷)

『防長風土注進案』にみる麦と粟・黍・稗（金谷）

村ID	季別	村名	米石	粟(〇)石	大麦(〇)石	小麦(〇)石	粟石	黍(〇)石	稗石	備考・参考・用語
4-10	夏山代	鹿野上村	11,26,980(0)	55(0)000				39,500(0)	66,500(0)	
4-11	夏山代	鹿野中村	47(0)600					17,500(0)	12,400(0)	
4-13	夏山代	鹿野下村	82,12100	54(2)000				10,500(0)	12,600(0)	
5-1	上期	佐藤村	3,92,348(6)	1,19,586(7)				11,500(0)	119,050(0)	小麦・黍も作るが、その名称での計上なし。
5-2	上期	別荘村	7,75,600(0)	2,48,080(0)				3,820(6)	28,500(0)	小麦・小粟・黍も作るが、その名称での計上なし。
5-3	上期	上田布施村	2,123,830(0)	709,819(0)				1,900(0)	44,070(0)	小麦・小粟・黍も作るが、その名称での計上なし。
5-4	上期	下田布施村	2,888,100(0)	815,579(0)				5,200(0)	46,000(0)	小麦・黍も作るが、その名称での計上なし。
5-5	上期	波野村	1,055,240(0)	486,000(0)				3,900(0)	25,200(0)	小麦・小粟も作るが、その名称での計上なし。
5-6	上期	大波野村	1,814,683(8)	325,987(6)					24,800(0)	小麦・小粟も作るが、その名称での計上なし。
5-7	上期	平生村	952,400(0)	451,000(0)					2,300(0)	粟・黍も作るが、その名称での計上なし。
5-8	上期	大野村	1,140,277(0)	388,961(6)				2,300(0)	2,100(0)	小麦・黍も作るが計上なし。
5-10	上期	宇佐村	2,382,534(89)	728,621(39)				38,000(0)	52,200(0)	小麦・黍も作るが、その名称での計上なし。
6-3	上期	伊波村	312,000(0)	1,13,579(0)				4,400(0)	22,130(0)	小麦・黍も作るが、その名称での計上なし。
6-14	上期	佐藤村	1,372,400(0)	801,580(0)				4,885(0)	19,550(0)	
6-15	上期	鹿野村	3,33,644(85)	324,500(0)				15,800(0)	8,200(0)	小麦・小粟・黍・粟も作るが、その名称での計上なし。
6-16	上期	鹿野村	185,561(97)	455,876(0)				6,000(0)	10,000(0)	小麦・小粟・黍も作るが、その名称での計上なし。
6-17	上期	鹿野村	669,206(7)	1,478,001(97)				71,500(0)	67,650(0)	小麦・黍も作るが、その名称での計上なし。
6-20	上期	鹿野村	36,297(95)	112,600(50)				4,950(0)	2,120(0)	小麦も作るが、その名称での計上なし。
6-21	上期	佐細島	72,908(60)	285,501(0)				25,000(0)	2,000(0)	小麦・黍・小粟も作るが、その名称での計上なし。
6-23	上期	岩見島(牧島)			600,245(10)			15,000(0)	13,000(0)	小麦・黍も作るが、その名称での計上なし。
6-24	上期	上島	29,588(0)	741,919(90)				16,000(0)	16,000(0)	
7-1	夏毛	上久保村・牛之内村	1,540,000(0)	501,000(0)				15,000(0)	4,000(0)	粟も作るが、その名称での計上なし。
7-2	夏毛	下久保村	1,250,000(0)	420,000(0)				13,000(0)		
7-4	夏毛	長原村	2,50,000(0)	180,000(0)						
7-5	夏毛	八代村	85,500(0)	96,590(0)				1,500(0)	2,400(0)	
7-6	夏毛	呼坂村	1,600,000(0)	500,000(0)				8,000(0)	16,000(0)	
7-7	夏毛	上小原村	510,000(0)	80,000(0)				2,000(0)	3,300(0)	
7-8	夏毛	小原防村(肥後支)		463,730(0)				30,000(0)	23,400(0)	粟も作るが、その名称での計上なし。
7-10	夏毛	鹿野村	1,920,000(0)	660,000(0)				7,500(0)	50,000(0)	
7-10	夏毛	島井村	1,840,000(0)	850,000(0)				20,000(0)	10,000(0)	
7-11	夏毛	笠置村	1,600,000(0)	1,300,000(0)					150,000(0)	
7-12	夏毛	笠置村		320,000(0)				5,000(0)	6,000(0)	粟も作るが、その名称での計上なし。
7-13	夏毛	着田村	1,480,000(0)	280,000(0)					17,200(0)	
7-14	夏毛	栗田村	2,720,000(0)	520,000(0)				20,000(0)	8,000(0)	
7-16	夏毛	藤井村	1,500,000(0)	120,000(0)				5,000(0)	10,000(0)	
7-17	夏毛	川原村	971,400(0)	226,600(0)				7,000(0)	12,600(0)	小麦・小粟は「稲」を併せに上。粟・黍も作るが、その名称での計上なし。
7-18	夏毛	三丘之内小松原村		160,000(0)						小麦も作るが計上なし。
7-18	夏毛	三丘之内安田村	1,086,000(0)	170,000(0)				6,000(0)	10,000(0)	
7-18	夏毛	三丘之内深尾村	880,000(0)	120,000(0)					10,000(0)	
7-18	夏毛	三丘之内樋口村	780,000(0)	230,000(0)				1,000(0)	1,000(0)	
7-18	夏毛	三丘之内八代村	960,000(0)	180,000(0)				10,000(0)	2,000(0)	
7-19	夏毛	釜川村	960,000(0)	320,000(0)				4,000(0)	1,500(0)	「粟種四谷位」
7-20	夏毛	立野村	830,000(0)	120,000(0)				2,000(0)	2,000(0)	※
7-21	夏毛	立野村	976,000(0)	240,000(0)				2,000(0)		小麦も作るが計上なし。
8-1	秋産	本庄上村	1,753,000(0)	867,586(6)				9,000(0)		
8-2	秋産	本庄中村	1,448,000(0)	748,489(6)				40,000(0)		
8-3	秋産	本武下村	2,176,020(0)	892,400(0)				50,200(0)		麦は田に、小麦は圃に作る。
8-4	秋産	須々方本郷村	2,028,026(6)	880,843(3)				19,500(0)	12,000(0)	
8-5	秋産	須々方本郷村	1,472,013(50)	325,500(0)				30,000(0)	30,000(0)	
8-6	秋産	須々方本郷村	1,013,881(0)	406,680(0)				30,000(0)	30,000(0)	小麦も作るが、その名称での計上なし。「粟産」
8-7	秋産	長峰村	675,000(0)	99,800(0)				10,000(0)	15,000(0)	

村ID	審判	村名	米石	麦(1)石	大麦(2)石	小麦(2)石	粟石	黍(3)石	稗石	備考・参考・用語
8-8	郡邊	下谷村	838,25409	366,25900				2,50000	4,00000	
8-9	郡邊	切山村	861,00000	222,90000			8,30000	8,30000		
8-10	郡邊	川上村	343,57300	207,43600	21,00000	40,00000	2,42130	450,00000		
8-11	郡邊	小畑村	467,00000	300,29900		10,00000		56,00000		
8-12	郡邊	戸田村	2197,16000	627,64000	33,36000	66,72000	22,24000	44,48000	44,48000	麦は田に、小麦は新麦品に、大麦は文徳畑に轉る。
8-13	郡邊	長野村	1947,90000	811,62000		65,36000		65,36000		麦は田に、小麦は新麦品に轉る。
8-14	郡邊	長穂村	4048,11000	101,25850			5,40000		35,00000	
8-15	郡邊	柳ヶ浜浦	34,69680	48,24100						
8-16	郡邊	平田川村	32,49400	32,49400				13,00000	20,00000	
8-17	郡邊	三浦村	1,338,47130	571,92932				27,00000	30,00000	
8-18	郡邊	大浜村	1,207,25200	462,52800				20,00000	20,00000	
8-19	郡邊	三田尻村	2,609,66300	1,209,06610			3,20000	2,50000		
9-1	三田尻	三田尻村								
9-2	三田尻	西佐波寺	3,481,62518	1,886,05120			2,00000	0,80000		
9-3	三田尻	西佐波寺	3,061,34840	1,418,48305			4,50000	2,50000		
9-4	三田尻	宮市町								備考を作るが、その名称で計上なし。
9-6	三田尻	仁井寺	3,387,22263	1,147,99220						
9-7	三田尻	糟松村	3,347,41547	1,286,69720						
9-8	三田尻	伊佐江	1,780,29212	633,56238			3,00000			
9-9	三田尻	新田村	19,282,82651	1,861,47292			3,12000	10,00000		
9-10	三田尻	足尾	372,28403	91,62318			9,80000	14,08005		
9-12	三田尻	足尾	3,183,99960	1,914,09691			38,64000	20,56000		
9-13	三田尻	西之浦								
9-14	三田尻	西之浦御ヶ庄	2,62768	3,04222						
9-15	三田尻	切畑村	1,232,29047	463,55462				3,00000		
9-16	三田尻	江泊村	208,57048	98,97913						
9-18	三田尻	西ノ浦御ヶ庄	440,29158	228,11760						
9-19	三田尻	上石田村	2,111,40977	1,115,00336						
9-20	三田尻	大井村	1,083,46284	335,49230				18,94000		麦は田に、小麦は新麦品に轉る。
9-21	三田尻	下石田村	1,083,46284	335,49230				0,64000		麦は田に、小麦は新麦品に轉る。
9-22	三田尻	高井村	2,421,20860	224,29742				2,25000		麦は田に、小麦は新麦品に轉る。
9-23	三田尻	佐野村	4,968,52640	1,261,90676				3,58000		
9-24	三田尻	佐野村	525,28022	1,281,02615						
9-25	三田尻	西ノ浦御ヶ庄	4,968,52640	1,281,02615						麦は田に、小麦は新麦品に轉る。
10-26	三田尻	真庭村	1,350,28876	520,05560		28,20532		3,00780		小麦の廻村は無い。麦は田に、小麦は新麦品に轉る。
10-27	三田尻	和字村	262,88716	81,42460		12,10429				麦は田に、小麦は新麦品に轉る。
10-28	三田尻	和字村	629,88975	171,26780		36,53738		1,48800		麦は田に、小麦は新麦品に轉る。
10-29	三田尻	奥畑村	216,89690	76,45253				1,20000		麦は田に、小麦は新麦品に轉る。
10-30	三田尻	新屋村	1,210,21462	494,94265		15,59640		7,50000		麦は田に、小麦は新麦品に轉る。
10-31	三田尻	新屋村	907,28022	471,84942		22,97230				麦は田に、小麦は新麦品に轉る。
10-32	三田尻	中山村	488,46545	266,28855		8,18400		7,50000		麦は田に、小麦は新麦品に轉る。
11-1	穂地	甲府町内村	1,5701,00000	650,00000			13,00000	2,50000		
11-2	穂地	奥山村	3,530,00000	80,00000				3,00000		
11-3	穂地	奥山村	470,00000	30,00000			22,00000	20,00000		
11-5	穂地	奥山村	460,00000	300,00000			15,00000		20,00000	
11-6	穂地	奥山村	1,350,00000	492,00000			25,00000		80,00000	
11-7	穂地	上村	1,340,00000	470,00000					66,00000	
11-8	穂地	藤木村	1,000,00000	260,00000					12,00000	
11-9	穂地	奥山山田村	1,550,00000	820,00000			@	4,00000		
11-10	穂地	榑木村	690,00000	320,00000			24,00000			備考を作るが、その名称で計上なし。
11-11	穂地	野合村	525,00000	180,00000			1,50000			小麦も作るが計上なし。
11-12	穂地	船路村	1,386,00000	545,00000			4,50000			
11-13	穂地	引合村	1,080,00000	780,00000						
11-14	穂地	引合村	466,20000	325,00000				15,00000		

『防長風土注進案』にみる麦と粟・黍・稗（金谷）

村ID	季別	村名	米石	粟(1)石	大麦(2)石	小麦(2)石	粟石	黍(3)石	稗石	備考・参考・用語	
11-15	豊地	八坂石	6,200,000	320,000			4,400		④	粟石作るが計上なし。	
11-16	豊地	茶谷村	4,500,000	200,000					④	粟石作るが計上なし。	
11-17	豊地	小田原村	1,800,000	680,000			10,000		④	穂打田作第二相成ゆへ年々申の一方で畑に種ま付けているが計上なし。	
11-18	豊地	伊賀地村	1,350,000	480,000			5,000				
11-19	豊地	尾島村	878,000	290,000							
11-20	豊地	尾島村	1,530,000	341,000			10,000				
12-2	山口	笠原村	1,590,000	364,000			2,000		2,000	小麦は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 粟は牛馬にも食へさせる。	
12-3	山口	中村	1,220,000	286,000						小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
12-5	山口	七原村	1,530,000	320,000			17,520			小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
12-6	山口	柳原村	1,530,000	480,000						小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
12-7	山口	仁保庄下郷	1,363,000	1,435,000						粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
12-8	山口	仁保庄下郷	4,163,000	1,435,000			56,440			小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
12-8	山口	藤目村	2,676,000	297,000			2,000		2,000	小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
12-9	山口	藤目村	1,690,000	2,411,000			15,000			小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
12-10	山口	藤原村	1,690,000	2,411,000			56,400			小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
12-11	山口	藤原村	805,000	146,000						小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
12-12	山口	安田村	1,933,000	438,600					④	小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
12-13	山口	安田村	2,257,000	603,000						小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
12-14	山口	同田村	1,209,600	432,000						粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
12-14	山口	信高保	5,597,000	1,450,000			46,400			粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
12-15	山口	矢原保	2,227,500	512,000			22,100			粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
12-16	山口	黒山村	1,740,000	550,000			22,100			物産に生産品なし、粟は穂に作り直。	
12-17	山口	吉敷村	3,197,250	851,310			7,000			物産に生産品なし、粟は穂に作り直。	
12-18	山口	平野村	766,300	218,500						物産に生産品なし、粟は穂に作り直。	
12-19	山口	朝田村	1,209,600	432,000			10,000			粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
12-20	山口	上平野村	1,640,000	468,000			26,000			粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
12-20	山口	下平野村	3,853,800	1,950,000			23,500			粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
13-2	山口	下平野村	3,853,800	1,950,000			23,500		2,000	70,000	粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。
14-1	小郷	中下郷	4,000,000	1,100,000					④	粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
14-2	小郷	上中郷	2,330,000	1,200,000					④	粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
14-3	小郷	黒山村	4,600,000	1,400,000					④	粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
14-4	小郷	江崎村	3,600,000	1,300,000					④	粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
14-5	小郷	佐山村	2,050,000	700,000					④	物産に作り直、粟は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
14-6	小郷	深津村	3,640,000	70,000						物産に作り直、粟は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
14-7	小郷	井原村	3,570,000	1,100,000			140,000			物産に作り直、粟は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
14-8	小郷	阿知須浦	5,700,000	260,000			20,000			物産に作り直、粟は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
14-9	小郷	暖庄村	5,700,000	320,000			300,000			物産に作り直、粟は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
14-10	小郷	名田村	3,300,000	300,000					④	粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
14-11	小郷	名田村	4,800,000	1,460,000					④	粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
14-12	小郷	二倉村	4,800,000	1,460,000					④	粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
14-13	小郷	香土村	4,500,000	170,000			150,000			物産に作り直、粟は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
14-14	小郷	香土村	550,000	400,000						粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
14-14	小郷	香土村	550,000	400,000						粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
14-15	小郷	田村(領録田村家々)	5,800,000	2,500,000						粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
14-16	小郷	吉吉村	3,643,300	491,200			46,700		22,000	70,000	粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。
15-2	舟木	西吉部村	1,927,900	433,400					④	粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
15-3	舟木	萬壽村 今富村	1,975,1029	414,220			16,490		④	粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
15-4	舟木	萬壽村 矢藤村 戸内村	1,316,600	204,000			15,000		④	粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
15-5	舟木	萬壽村 矢藤村 西井村	1,257,900	243,600					④	粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
15-6	舟木	舟木村	842,880	149,850					④	粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
15-7	舟木	舟木村	629,000	145,500					④	粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
15-8	舟木	萬壽村	1,575,000	357,000					④	粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
15-9	舟木	萬壽村	3,586,670	675,000					④	粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
15-10	舟木	萬壽村	2,946,420	357,000					④	粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
15-11	舟木	萬壽村	750,000	96,600					④	粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
15-12	舟木	萬壽村	1,726,400	445,200					④	粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。	
15-13	舟木	萬壽村	2,067,000	1,454,000			97,200		④	9,500	粟石は穂に作り直、小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。 小家は粟田引当、粟は生牛にも食へさせる。

村ID	審判	村名	米石	麦(1)石	大麦(2)石	小麦(2)石	粟石	黍(3)石	稗石	備考・参考・用語
15-15	舟木	渡波村	2,147,7000	169,27000						② 粟・黍・稗も作るが、その名称で計上なし。
15-16	舟木	藤畑村・泉畑村・中山村	1,987,7000	548,50000				0.45000	7,60000	② 粟・黍・稗も作るが、その名称で計上なし。
15-17	舟木	中野畑作・津島畑作	2,018,3000	265,30000				2,66000	2,411,9000	② 稗は牛馬飼料
15-18	舟木	小野村・宇都村・川上村	8,342,6540	3,192,26800				37,02000	17,30000	② 稗は牛馬飼料
15-19	舟木	舟木町・志摩村・茅原村・船井村	2,283,9000	331,00000				26,08000	50,00000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。② 稗は牛馬飼料
15-22	舟木	吉原村	1,500,6000	161,50000				0.40000		
15-24	舟木	赤根村・志野村・船井村・山形村	2,307,0000	527,60000				31,30000	50,00000	
15-26	舟木	横刈野村	1,020,0000	175,40000				2,00000	3,00000	
15-28	舟木	小野村	2,223,68800	339,80000				13,46000	16,58000	
15-29	舟木	如蓮寺村・下ノ小野村	918,6000	143,20000				10,98000	1,05000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。② 稗は牛馬飼料
15-30	舟木	舟木町	6,760,0000	149,20000				0.26000	61,90000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。
15-31	舟木	宇内村・上ノ小野村	1,705,6300	532,97000				42,77000	18,26000	② 稗は牛馬飼料
16-1	舟木	宇内村	3,570,2900	801,50000				30,10000	106,50000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。② 稗は牛馬飼料
16-2	吉田	栗辻村	5,417,29800	850,00000		②		22,60000	22,60000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。② 稗は牛馬飼料
16-3	吉田	松原村	1,759,5000	360,00000				3,00000	5,00000	② 稗は牛馬飼料
16-4	吉田	厚原村	4,519,5200	1,181,60000				34,92000	29,10000	② 稗は牛馬飼料
16-5	吉田	津波村	1,252,19500	198,00000				6,00000	2,80000	
16-6	吉田	宇津井村	1,965,5300	289,80000				17,30000	3,00000	② 稗は牛馬飼料
16-7	吉田	五生浦	2,592,5000	545,00000		16,60000		17,40000	6,20000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。
16-8	吉田	山形村	2,052,9500	346,50000				14,60000	8,50000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。② 稗は牛馬飼料
16-10	吉田	山形村	3,438,0500	925,20000		②		154,44000	93,40000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。② 稗は牛馬飼料
16-11	吉田	山形村	2,056,6000	346,50000				7,92000	5,28000	② 稗は牛馬飼料
16-12	吉田	厚原村	3,489,2500	860,00000				82,50000	82,50000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。
16-13	吉田	河原村	5,072,2000	865,00000		②		42,00000	4,00000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。
16-14	吉田	大畑村	5,68,6200	341,44000				66,50000	14,63000	② 稗は牛馬飼料
17-1	養務	大畑村	2,912,2000	1,560,00000		48,00000		145,00000	21,75000	② 稗は牛馬飼料
17-2	養務	徳木村	3,454,0000	1,560,00000				32,00000	96,00000	
17-3	養務	徳木村	1,720,0000	726,00000				21,60000	10,00000	
17-4	養務	若水村	2,057,4000	472,50000				31,40000	48,00000	② 粟も作るが計上なし。
17-5	養務	若水村	2,827,0000	490,00000		②		72,00000	7,200,0000	② 粟も作るが計上なし。
17-9	養務	坂白村	6,472,7000	1,584,00000		30,00000		22,00000	17,00000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。
17-8	養務	若水村	1,812,8000	660,00000				70,00000	81,00000	
17-9	養務	若水村	1,547,6400	760,50000				180,00000	216,00000	
17-10	養務	若水村	684,7000	314,20000		48,00000		56,00000	150,00000	
17-11	養務	長巻村	4,4000	130,00000		16,00000		12,00000	50,00000	
18-1	先大津	白壁村	3,550,0000	1,113,00000				24,30000	9,00000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。
18-2	先大津	白壁下村・磯小田村・舟山村	3,254,0000	1,265,00000				46,00000	25,00000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。
18-3	先大津	河原村・新別名・久富村・久富村	2,900,0000	820,00000				6,00000	133,50000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。
18-4	先大津	久富・新別名・磯小田・舟山	1,820,0000	540,00000		1,80000		0,80000	19,00000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。
18-5	先大津	久富	3,246,0000	1,183,00000				28,20000	11,00000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。
18-6	先大津	舟上山(伊上)	2,672,0000	1,292,00000				15,00000	50,00000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。
18-7	先大津	後畑村・舟山	1,730,0000	639,00000				10,00000	3,00000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。
18-8	先大津	舟山	1,662,0000	254,00000		②		11,20000	22,30000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。
18-10	先大津	津養村・船山	4,127,2000	3,620,00000				150,00000	540,00000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。
18-11	先大津	向蓮寺村	4,359,9000	1,850,00000				130,00000	25,00000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。
18-12	先大津	柳田上村	2,017,0000	1,415,00000				71,00000	192,00000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。
18-13	先大津	柳田下村								
19-1	前大津	三浦村	8,364,8000	227,50000		25,00000		3,00000	41,00000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。
19-4	前大津	三浦浦	75,59444	40,75640		②		36,90000	8,00000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。
19-5	前大津	青野村・天白比浦	572,0000	240,00000		8,00000		48,00000	22,00000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。
19-6	前大津	瀬戸崎浦	312,000	120,00000				2,30000	17,28000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。
19-7	前大津	白馬浦	396,00000	100,00000		10,00000		1,00000	20,00000	② 粟も作るが、その名称で計上なし。

『防長風土注進案』にみる麦と粟・黍・稗(金谷)

村ID	字別	村名	米石	粟(1)石	大粟(2)石	小粟(2)石	粟石	黍(3)石	稗石	備考・用語
19-84	郡大津	深河村	65211830	15555480		6143300			4220300	粟石作るが、その名格の計上なし。
19-11	郡大津	深山村	37218800	1578800		501000			4220300	少粟・大粟・黍石作るが、その名格の計上なし。
19-12	郡大津	藤原村	8845000	1800000		210000			70000	小粟・黍石作るが、その名格の計上なし。
19-15	郡大津	藤原村	22000000	4600000		940000			2300000	粟石作るが、その名格の計上なし。
19-16	郡大津	吉本村	16483000	4200000		720000			720000	粟石作るが、その名格の計上なし。
19-17	郡大津	真木村	2400000	300000					050000	小粟・黍石作るが、その名格の計上なし。
20-1	延焼	河島村	21000000	7500000		250000		100000	120000	大粟・大粟の品種1、粟石作るが、その名格の計上なし。
20-2	延焼	樺重分	22100000	8800000		6750000		150000		④ 粟石作るが、その名格の計上なし。
20-3	延焼	樺重分	13500000	9600000		400000			1000000	粟石作るが、その名格の計上なし。 雑は牛馬飼料
20-4	延焼	樺井上村	157100980	8335000		600000			1200000	粟石作るが、その名格の計上なし。 雑は牛馬飼料
20-5	延焼	大井黒山村	438925200	2100000		940000			250000	粟石作るが、その名格の計上なし。 雑は牛馬飼料
20-6	延焼	三井村	16000000	9600000		750000				
20-9	延焼	山上村	10270000	950000		100000				
20-10	延焼	明本村	13000000	600000		150000				④ 粟石作るが、その名格の計上なし。
20-11	延焼	佐々並村	35000000	500000		170000			7500000	雑は牛馬飼料
20-12	延焼	吉部村	39600000	1750000		1370000			300000	雑は牛馬飼料
21-1	奥阿蘇	高佐村	29100000	450000		830000			270000	粟石作るが、その名格の計上なし。
21-3	奥阿蘇	片便村	7900000	130000		220000			46000	760000
21-4	奥阿蘇	鶴野山村	3660000	210000		125000			10000	④ 雑石作るが、その名格の計上なし。
21-5	奥阿蘇	甲乃村	14660000	550000		180000			20000	
21-6	奥阿蘇	甲乃村(上田分)	6220000	194000		2000			5000	
21-6	奥阿蘇	田方村(下田分)	18050000	575000		468000			32000	
21-8	奥阿蘇	田方村	2720000	10000		11000			97000	
21-8	奥阿蘇	穂巻村	4980000	360000		185000			16000	
21-9	奥阿蘇	生妻村	42110000	898000		8000			70000	雑は牛馬飼料
21-10	奥阿蘇	地盤村	40030000	653000		10000			5000	④ 雑石作るが、その名格の計上なし。
21-11	奥阿蘇	穂巻村	27030000	430000		80000			80000	④ 雑石作るが、その名格の計上なし。
21-12	奥阿蘇	学生堂村	17630000	225000		375000			265000	④ 雑石作るが、その名格の計上なし。
21-13	奥阿蘇	福田村	21140000	286000		46000			335000	④ 雑石作るが、その名格の計上なし。
21-14	奥阿蘇	弥富村	18600000	490000		110000			80000	④ 雑石作るが、その名格の計上なし。
21-15	奥阿蘇	江崎村	648000	100000		100000			80000	④ 雑石作るが、その名格の計上なし。
21-16	奥阿蘇	須佐村	21752000	857000		82000			347000	
21-17	奥阿蘇	宇田村	540000	228000		4000			24000	
21-18	奥阿蘇	本庄村	300000	170000		15000				
21-19	奥阿蘇	徳庄村	6158000	125000		7000			18000	④ 雑石作るが、その名格の計上なし。

(注) この表は、『注進案』の「備置の項の表記する品名を別に、記載された数量はその数量(石)のものであり、この表は統計上の数量として用いるには、以下のような補正がある。

- (1) ①の表石は、別一次麦石の記載がある場合は雑麦のみの計上と考えられるが、そうでない場合、大粟が雑麦か、なしは両者の区分は困難である。上開年毎品目表(6-25)の「物産」の項では大粟600,285,0石としているのに対して、巻麦の計上では雑麦の「粟」としており、この場合は大粟と雑麦を区別せず記している可能性がある(15-2)と推定される(大粟の量である)。また、この表では大粟と小粟石の記載がなく(例外もある)、雑麦(雑油)の原料としての粟(計)の中に含まれることが記載が明らかなので、少なくともこれらの量は、この数値が活用の雑麦(石)以上と推定している場合、大粟とした。
- (2) なお、(1)の「備置の項」の記載から、明らかに大粟・小粟を区別していない村であっても、計上がない場合もまたある。その場合表中に(注)を記入し、備考欄に注記した。
- (3) 「雑」は「奥阿蘇」の「雑」を指している。その表記された品類の種類は雑麦であり、本文本文の「黍類の表記と品類について」を参照。なお「備置」(3)→「現山代阿賀村(村)はモノヅカ」モノヅカが判別できない。